

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング「(仮称) 三十三間山風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年4月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) 三十三間山風力
発電事業環境影響評価方法書」について、株式会社ジャパンウインドエンジニアリ
ングに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福井県知事及び滋賀県知事からの意見を
を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福井県三方上中郡若狭町及び滋賀県高島市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大 103,700 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4年 9月30日
環境大臣意見受理	令和 4年12月12日
経済産業大臣意見発出	令和 4年12月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5年 9月13日
住民意見の概要等受理	令和 5年12月 4日
福井県知事意見受理	令和 6年 2月28日
滋賀県知事意見受理	令和 6年 2月28日
経済産業大臣勧告発出	令和 6年 4月11日

問合せ先：電力安全課 一ノ宮、伊藤
電話03-3501-1742（直通）

株式会社ジャパンウインドエンジニアリング「(仮称) 三十三間山風力発電事業環境
影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、希少猛禽類の生息及び小鳥類等の渡り鳥の経路となっている可能性があるため、専門家等の助言を踏まえ必要に応じて調査の追加や見直しを検討するとともに、鳥類の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度が高い植生や巨樹・巨木林が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、専門家等からの助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、植物の調査については、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。
5. 生態系の典型性注目種については、採餌環境などの生息状況等を踏まえ、適切に選定を行うこと。
6. 景観に係る眺望点として、重要伝統的建造物群保存地区および福井ふるさと百景等に指定されている熊川宿を追加すること。

(福井県知事及び滋賀県知事からの意見書の写しを添付)